



福岡医発第1923号（地）
平成27年10月15日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻 一 良
(公 印 省 略)

後発医薬品差額通知の差額表示方法の見直しについて

後発医薬品差額通知につきましては、市町村国保及び後期高齢者医療広域連合の委託で福岡県国民健康保険団体連合会が作成する通知は、本会の要望により「割合」表示になっておりますが、福岡県を除く 46 都道府県ではすべて「金額」にて差額を表示していること、また、全国健康保険協会（協会けんぽ）についても、福岡県支部を含む全国全ての支部で金額表示となっていることから、今般、福岡県保健医療介護部薬務課並びに福岡県国民健康保険団体連合会より金額表示への変更について、提案がありました。

そこで、平成 27 年 9 月 24 日開催の本会第 20 回全理事会において協議の結果、上記の全国状況を鑑みて金額表示に変更することについて承認いたしました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、今回、本会が承認したことにより県内全市町村が一斉に「金額」表示に変更するのではなく、「金額」表示を希望する市町村のみ「金額」表示に変更されることを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険・後期高齢者医療担当理事 山下拓郎
会長 廣瀬真恵

(案)

およそ 450円 ~ **が見込まれます。**

明細

平成27年04月に処方されたお薬

※1 試算はお薬代のみを対象としています。実際に薬局へお支払いになる金額には、お薬代以外に技術料、指導料などが含まれています。なお、国や市町村から医療費助成を受けている場合には、実際の支払い金額と異なる場合があります。

※2 本明細書には、ジェネリック医薬品が存在する先発医薬品(医師の指示により、変更できないお薬も含む。)を載せています。なお、軽減できる金額の大きいお薬から記載しており、多くのお薬を処方されている場合は、本明細に記載しきれない場合があります。

※3 ジェネリック医薬品は1つの先発医薬品に対して複数存在するため、実際の軽減額にも幅がありますのであくまでも目安としてご覧ください。

注1 先発医薬品とジェネリック医薬品とは主成分が同一ですが、使用できる病気(効能)が異なるなどの理由で切り替えることができない場合があります。

注2 同じ医薬品(先発医薬品やジェネリック医薬品)であっても、個人によって効き方や副作用などは異なる場合がありますので、医薬品に関する詳しい内容は医師または薬局の薬剤師にご相談ください。